

第9章 帰国にあたり

9-1 帰国前に

9-1-1 帰国前の手続き

帰国に際して行わなければならない手続き内容等は以下のとおりです。受入国の事情によりその方法は異なりますので、不明な点は在外事務所に相談してください。

帰国日程の決定

原則として隊員は活動期間終了翌日に順路直行で帰国します。帰路の変更及び航空券をアップグレードすることは認められません。本邦到着後、帰国手続き等のため、通常2日必要です。

各書類の提出

下記の書類を、指定の各種様式に記入し、在外事務所に指定された期限までに提出してください。

1. 帰路届…………… 活動期間終了3カ月前まで
2. 進路希望調査票…………… 活動期間終了3カ月前まで(現職参加者を除く応募時45歳以下の隊員)

「進路希望調査票」は、隊員自身がこれまでの経験等に照らしあわせ、帰国後の進路をしっかりと考えるためのツールとして活用してください。また同票は、青年海外協力隊事務局が隊員の進路開拓支援の参考資料として活用するとともに、進路統計資料に使用します。

業務引継ぎ

活動期間中は、活動結果表、報告書や隊員成果品の登録等を用いて、配属機関や関係者に向けた引継ぎを意識した活動を行ってください。後任隊員がいる場合は、活動初期に役立つ情報(配属機関の状況、活動内容、課題や対応策等)をまとめた引継資料を作成することを推奨します。後任隊員がすぐに派遣されない場合は在外事務所で保管しますので、在外事務所に提出してください。

機材等の取扱い

現地業務費や携行機材費で購入し、隊員が管理してきた機材の取扱いは、①在外事務所 ②配属機関への2通りの管理の移行が考えられます。いずれの場合にもあらかじめ在外事務所と相談し、然るべき手続きや文書作成をして下さい。

在外事務所・在外公館(日本大使館)への連絡等

隊員は帰国に際し、業務状況・活動結果等を在外事務所(必要に応じ日本大使館等)に報告してください。なお、在留届の変更や在外選挙人登録についても在外事務所と相談の上、在外公館へ然るべき手続きを行ってください。

9-1-2 最終報告書

最終報告書は活動の集大成といえます。活動の成果を記載するだけでなく、試行錯誤したことや様々な取組み等についてもまとめておきましょう。

現地の人たちの変化や自分自身の気づき、困難に直面した時、何を考えどのようにアクションを起こしたか。活動中自分を支えてくれた人、相談に乗ってくれた人、家族の一員として自分を受け入れてくれたホームステイ先の人たち、滞在中に心を打たれた現地の人たちの言動や行動等々のエピソードとして一つ一つ書き残してみ

ください。

帰国後、受入国での経験を第三者に伝え、進路開拓や職場等で活かしていくために、皆さんが現地で経験したことをしっかりと整理しておくことはとても大事なことです。

9-1-3 帰国前の注意事項

査証（ビザ）について

本帰国に当たっては、必要に応じ経由地の査証取得を確認してください。

本邦到着空港での「自動化ゲート」を利用時の入出国手続きについて

「自動化ゲート」を通過した際は、ゲート通過後の有人カウンターにて、旅券に入国印の押印を必ず受けてください。

現職参加者の方

帰国日程決定後、現職参加の方は本邦所属先に連絡し、帰国日の報告、復職の打合せ等を各自で行うようにしてください。

9-2 帰国時プログラム、手続き等について

9-2-1 帰国時プログラムの内容

派遣期間終了を迎え、今後帰国隊員として一歩踏み出すにあたり、以下の内容をお伝えします。

- ・オリエンテーション
- ・社会還元や関係団体に関する諸講座

9-2-2 帰国手続き

帰国時提出書類の提出

帰国手続時に配布される封筒で速やかに、公用旅券、航空券半券、領収書を郵送してください。

健康診断

● 受診

原則、全員受診です。健康診断受診詳細については、帰国手続き資料に同封いたします。

● 結果送付

結果は、JICA 顧問医のコメント記載後、簡易書類にて郵送されます。結果が届くまで 3~4 週間を要します。不在の場合は、不在通知書が投函されるので、速やかに受け取りの手続きを行ってください。顧問医記入欄に、指導や受診をお勧めするコメントが記載されている場合でも、別途ご案内がない場合は任意受診となり、費用付与対象外です。

※健康診断結果に関する問い合わせ先 健康管理室（TEL：03-5226-6402）

共済会加入期間終了後の給付について

共済会加入期間終了後の給付申請については、国際協力共済会の最新版の「会員ハンドブック」を参照してください。不明な点は共済会にお問い合わせください。

参考：

1) 感染症発生時の対応

帰国時に体調不良（下痢・咳・発熱等の症状）がある場合は、日本の空港到着時に空港検疫で必ず申し出て（検疫質問票などに記載）相談してください。

入国後に発症した場合は、感染症についての治療・相談が可能である医療機関で診察を受けてください。必ず滞在国（派遣国）、滞在期間、帰国日及び滞在国や経由国の主な感染症についても申し出てください。なお、HIV、B 型・C 型肝炎等の検査は、地方自治体の保健所で受付していますので、管轄の保健所にお問い合わせください。

2) 感染症の治療・相談機関

マラリアやその他感染症についての相談は、お住まいの近くの検疫所や感染症科がある医療機関へお問い合わせください。なお、ご不明な点がございましたら JICA 健康管理室（TEL：03-5226-6402）までお問い合わせください。

9-3 帰国経費等について

9-3-1 帰国経費

帰国にあたり、在外事務所から以下の経費を JICA 規程に基づき支給します（「3-3」参照）。

- ・ 移転料
- ・ 外国旅費（外国日当、外国宿泊費、旅行雑費）

● 国内線航空券の購入について

国内線を利用する方（本州以外へ帰省する方）は、原則として帰省先住所のある都道府県内の空港に到着する航空券を利用してください。以下の注意事項を確認の上、各自立替払いで航空券の手配を行ってください。

【航空券購入時の注意事項】

- ・ 国内線航空券は、任国から本邦への帰路が確定した時点で購入してください。
- ・ 必ず領収書を取付け、後日 JICA へ提出してください。
- ・ 航空会社（JAL, ANA, スカイマーク等）のウェブサイトを通じて航空券を購入してください。旅行会社等を通じて格安航空券を購入すると、料金額面に手数料や株主優待料などが含まれていることがあり、支給対象外の経費を確認する必要が発生するため、手続きが煩雑になります。
- ・ LCC 等を利用する場合には、手荷物料金や軽食等の料金は支給対象となりませんので、これらを含めないようお願いします。
- ・ 宿泊がついたパックツアーの領収書は、受付できません。
- ・ 各航空会社のマイレージで航空券を入手した場合やアップグレードを利用した場合には、航空賃を支給しません。
- ・ 支給金額はエコノミークラスでの料金となります。

航空賃の精算支給には、以下の書類が必要になりますので、帰省後速やかに青年海外協力隊事務局人材育成課に郵送してください（郵送費用は自己負担となります）。

なお、帰省先住所の都道府県以外の空港を利用する場合、又は空路を利用せず陸路での帰省を希望する場合は、申請書「帰省日/帰省路線 変更届」により届出が必要となります。

必要書類の提出がない場合、旅費は不支給となりますのでご注意ください。

☆必要書類（帰省後必ず、帰国手続き時に配付される封筒で速やかに郵送してください）

1. 領収書（オリジナル）

※タイトルが「領収書」となっているもので、宛名欄に購入者（搭乗券）氏名、金額欄に購入金額が明記されている正式なものを提出ください。

2. 搭乗券半券（オリジナル）

※電子チケットの場合、搭乗券が発券されない場合がありますので、搭乗券（もしくは搭乗券に代わるもの）を受け取るよう、購入時に確認してください。搭乗券が発券されない場合には、搭乗証明書を取り付けてください。

● 宿泊先の手配について

原則として、帰国日当日、速やかに移動しても午前0時までに自宅最寄駅（鉄道駅）に到着が不可能な方については、ご自身でホテル等を手配ください。後日領収書および宿泊料支給申請書を提出いただきます。

※現住所から最寄駅までバスを利用しなければならない場合も、宿泊費支給の判断は、「自宅最寄駅（鉄道駅）」となります。

※宿泊料上限（8,200円）。

9-4 帰省先における手続き

9-4-1 市区町村での手続き

(1) 住民票の転入	対象者	全隊員
	手続き場所	居住地の市区町村窓口

- 帰国後 14 日以内に手続きをしてください。
- 失効手続き終了後に返却される公用旅券を必ず持参してください。
- 本籍地以外に転入する場合は、原則として旅券の他に戸籍謄本と戸籍の附票が必要になりますが、必要書類について事前に居住予定の市区町村窓口にお問い合わせください。

(2) 国民健康保険	対象者	現職参加者以外の全隊員
	手続き場所	居住地の市区町村窓口

- 日本での所属先がない場合には、住民票の転入届と同時に国民健康保険への加入手続きも行います。
- 派遣期間中に発生した傷病により帰国後も療養が必要な場合、医療費の自己負担分について国際協力共済会からの給付が受けられる場合がありますが、国民健康保険や社会保険による保険診療が前提であり、加入していない場合は自己負担等の不利益を被ることがありますので注意してください。帰国後の健康診断で傷病が発見され療養が必要な場合も同様です。

(3) 運転免許証の再交付	対象者	運転免許証失効者
	手続き場所	住民票のある都道府県の公安委員会

派遣期間中に運転免許証の有効期限が切れている場合

- 帰国後 30 日以内に手続きをしてください。
- 失効した免許証・公用旅券・写真・本籍記載の住民票（写）を持参してください。（詳細は各都道府県の運転免許試験場に確認してください）

(4) 別送荷物の引き取り	対象者	該当者
	手続き場所	利用運送会社に確認

- 公用旅券が必要な場合もありますので事前にコピーを取っておいてください。

(5) 雇用保険	対象者	退職参加者で雇用保険の受給資格がある方 (離職した日以前 1 年間に 6 か月以上雇用保険に加入)
	手続き場所	ハローワーク

- 支給条件・内容は個別に異なりますので、帰国後本人自ら管轄のハローワークに出向き、受給の手続き（求職の申込みと必要書類の提出）を行ってください。
- 手続きに必要なもの
厚生労働省職業安定局ホームページをご確認ください。

(6) 都道府県、市区町村への帰国後表敬	対象者	全隊員
	問合せ先	国内機関

- 帰国後表敬は、派遣前の激励や活動期間中の支援に対する返礼であると同時に、都道府県・市区町村関係者のボランティア事業に対する理解を深め、その支援の輪を広げ強固なものとする機会でもあります。帰国隊員の活動報告がボランティア事業の啓発効果を高めるとともに、多くの人々の理解を促し、JICA ボランティア事業に興味を持つ市民の皆さんが実際に参加しやすい環境が生まれます。過去の例から、その後の進路紹介に結びつくケースもあるので、JICA から案内や依頼があった場合には、やむを得ない場合を除き帰国後表敬・報告に出向いてください。
- 帰国後表敬訪問は、帰国隊員一人当たり都道府県 1 ヲ所と市区町村 1 ヲ所の合計 2 ヲ所とし、原則出発時に表敬訪問した自治体が対象となります。帰国後、転職就学等で転居済の場合は、今後協力隊経験を活かす場となる転入先自治体を表敬先とすることもできます。

帰国後問合せ先一覧

北海道	JICA 北海道(札幌)	TEL 011-866-8421 (担当：協力隊業務担当)
	〒003-0026 札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25 E-mail : hkictpp@jica.go.jp	
	JICA 北海道(帯広)	TEL 0155-35-1210 (担当：協力隊業務担当)
	〒080-2470 帯広市西 20 条南 6 丁目 1-2 E-mail : jicaobic@jica.go.jp	
青森県, 岩手県, 宮城県 秋田県, 山形県	JICA 東北	TEL 022-223-4772 (担当：協力隊業務担当)
	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4 丁目 6-1 仙台第一生命タワービル 20 階 E-mail : jicathic-jv@jica.go.jp	
福島県	JICA 二本松青年海外協力隊訓練所	TEL 0243-24-3200 (担当：協力隊業務担当)
	〒964-8558 二本松市永田字長坂 4-2 E-mail : jicanjv-bk@jica.go.jp	
茨城県, 栃木県	JICA 筑波	TEL 029-838-1117 (担当：協力隊業務担当)
	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 E-mail : jicatbic-ppt3@jica.go.jp	
東京都, 千葉県, 埼玉県 群馬県, 新潟県	JICA 東京	TEL 03-3485-7680/7461 (担当：協力隊業務担当)
	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 E-mail : tictpp1@jica.go.jp	
神奈川県, 山梨県	JICA 横浜	TEL 045-663-3253 (担当：協力隊業務担当)
	〒231-0001 横浜市中区新港 2-3-1 E-mail : yictpp@jica.go.jp	
富山県, 石川県, 福井県	JICA 北陸	TEL 076-233-5931 (担当：協力隊業務担当)
	〒920-0853 石川県金沢市本町 1-5-2 リファーレ (オフィス棟) 4 階 E-mail : jicahric@jica.go.jp	
長野県	JICA 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	TEL 0265-82-6151 (担当：協力隊業務担当)
	〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 15 E-mail : jicakjv-jocv@jica.go.jp	
岐阜県, 愛知県, 三重県, 静岡県	JICA 中部	TEL 052-533-0220 (担当：協力隊業務担当)
	〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町 4 丁目 60-7 E-mail : cbictpd@jica.go.jp	
滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 兵庫県, 和歌山県	JICA 関西	TEL 078-261-0352 (担当：協力隊業務担当)
	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2 E-mail : jicaksic-jocv@jica.go.jp	
鳥取県, 島根県, 岡山 県, 広島県, 山口県	JICA 中国	TEL 082-421-6305 (担当：協力隊業務担当)
	〒739-0046、広島県東広島市鏡山 3-3-1 E-mail : jicacic-jocv@jica.go.jp	
徳島県, 香川県, 高知県, 愛媛県	JICA 四国	TEL 087-821-8825 (担当：協力隊業務担当)
	〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町 3 番地香川三友ビル 1 階 E-mail : jicaskic@jica.go.jp	
福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県	JICA 九州	TEL 093-671-6311 (担当：協力隊業務担当)
	〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1 E-mail : kictpp@jica.go.jp	
沖縄県	JICA 沖縄	TEL 098-876-6000 (担当：協力隊業務担当)
	〒901-2552 浦添市字前田 1143-1 E-mail : oictpp@jica.go.jp	

国際協力推進員（地域の JICA 窓口）の一覧はこちらです。
<https://www.jica.go.jp/about/structure/suishin/index.html>

9-4-2 各種証明書

隊員には以下の証明書の発給が可能です。必要事項を記入し、以下(1)(2)(3)を人材育成課(*)までご郵送ください。

- (1) 証明書発給依頼書：様式集参照
- (2) 住所変更届・進路現況連絡票：様式集参照
- (3) 返信用封筒：送付先住所・氏名記入、返信用切手貼付

なお、提出書類様式は、ホームページからもダウンロード可能です。

詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/procedures/hakenshomei/>

(*) 人材育成課で発行できない証明書類

- ・シニア語学試験合格証書（現在再発行はしていません）
- ・推薦書（受入国担当企画調査員（VC）や配属機関等へ直接ご依頼ください）
- ・訓練中・派遣中に申請の各種証明書（訓練中の方は訓練所スタッフまで、派遣中の隊員の手続きは「第4章 4-11 各種証明書の発給」を参照。）

証明書の種類	説明	発給にかかる所要日数
派遣証明書	派遣期間、受入国、職種を証明するもの。雇用保険の受給手続、就職、進学、日本学生支援機構の奨学金返済再開等に使われる。	2週間程度
手当証明書	派遣中の海外手当及び国内手当を証明するもの。奨学金の返済や扶養家族申請等に使われる。 ※派遣期間中の手当は、「国内源泉所得」に該当するものではなく課税対象外となる。	
英文証明書	派遣期間、受入国、職種を英文で証明するもの。海外への就職、進学、移住等で派遣を証明する際に使われる。	
指定様式での証明書 *原則として青年海外協力隊・日系社会青年海外協力隊のみ	提出先指定の様式で諸項目を証明するもの。教育委員会や職場、進学先等から求められる場合がある。	

問い合わせ先／送付先

独立行政法人 国際協力機構

青年海外協力隊事務局 人材育成課 証明書担当宛（住所：巻末参照）

E-mail: jvtpc-sinrosien1@jica.go.jp

9-4-3 住所変更届・進路現況連絡票

住所変更、進路決定（長期的な就職先のみならず、短期的アルバイトや進学等も含む）の際には、所定の様式「住所変更届・進路現況連絡票」にて郵送またはメール添付で人材育成課（宛先：前項 9-4-2 記載）へ速やかに送付ください。各種情報の送付先や進路統計資料として利用させていただきます。なお、住所や勤務先等の個人情報、JICAの業務目的外で利用されることはありません。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/procedures/documents/>

9-5 地域社会への隊員経験の還元

JICA 国内拠点からの協力依頼

帰国隊員の皆さんの受入国での経験やそこで得られた様々な気づきは、日本社会のみならず国際社会の財産と評価され、様々な機会を通して知識と経験、様々な気づきをフィードバックすることが強く望まれています。

JICA 国内拠点では開発途上国の現状、日本との関係、そして国際協力について考えるきっかけづくりを目的とし、学校等で講義を行う「国際協力出前講座」、「帰国報告会」および各種国際協力関係のイベント等を実施しています。

昨今の教育現場ではグローバル人材育成に関する開発教育/国際理解教育への関心の高さから、受入国における協力隊経験や途上国の現地の生活や文化等について語ることのできる、帰国隊員への講義、講演依頼が増加しています。

これらの依頼への円滑な対応のため、「帰国時プログラム」にて記入するアンケートを基に経験還元への各種ご協力をお願いしています。

地域の JICA 窓口、JICA デスク（国際協力推進員）

JICA では地域の JICA 窓口として各都道府県や政令指定都市の国際交流協会等、地域の国際交流・国際協力の拠点に「JICA デスク（国際協力推進員）」を配置しています。

国際協力推進員は、国際協力に対する市民の理解を深めるとともに参加を促進するため、それぞれの地域で広報活動や啓発活動を展開したり、自治体との連携を図ったりしています。

帰国後「途上国の経験を活かして何かしてみたい」「自分の経験を地域でどのように活かしていけばいいだろう」「国際協カイベントに参加してみたい」「自分の職場や所属団体と JICA との連携を強めたい」「地域の隊員 OV 会と繋がりたい」とお思いの方、是非あなたの街の JICA デスク、国際協力推進員へご連絡ください。

<https://www.jica.go.jp/about/structure/suishin/>

9-6 国際協力人材の募集

JICA では国際協力人材を多岐にわたり募集しています。企画調査員（ボランティア事業）、ジュニア専門員等、国際協力分野で更なるキャリアアップに繋げることができます。

9-6-1 企画調査員（ボランティア事業）

JICA 海外協力隊の案件形成や活動支援、安全対策等、広範かつ多岐にわたる業務を担っています。隊員と直接に接しながら、良き相談相手となって個々の隊員活動を支援する、というのが企画調査員（ボランティア事業）の中核的な業務です。

9-6-2 ジュニア専門員

ジュニア専門員制度は、開発途上国・地域等における開発援助の専門知識と一定の活動経験を有し、将来にわたり国際協力業務に従事することを志望する若手人材を対象に、主に国内において JICA 事業を実地に研修する機会を提供するものです。それにより、国際協力に関する実践的な計画策定、運営管理といった協力手法等についての能力の向上を図り、JICA 事業実施においてニーズがありながら人材が不足する分野の人材を養成することを目的とします。

9-6-3 国内協力員

国内協力員制度は、JICA 海外協力隊を対象とした帰国後支援の一環で、国内で社会経験を積んでいただくこと及び隊員としての活動経験を JICA の国内業務に反映していただくことを目的としています。青年海外協力隊事務局をはじめとする JICA 本部、または JICA の国内拠点で主にボランティア事業に係る実務を担当します。

9-6-4 国際協力推進員

都道府県の国際交流協会等で自治体と連携した国際協力事業の参加促進、広報啓発等を担当する JICA デスク（国際協力推進員）に加え、各自自治体での外国人材受入・多文化共生支援のための取り組みを支援する国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を 2020 年度より新設し、様々な形で地域における国際協力推進を進めています。

9-7 情報支援

9-7-1 PARTNER（国際キャリア総合情報サイト）

PARTNER は、国際的な舞台での活躍を目指す人と、国際的な事業展開や日本国内の社会課題解決のために皆様の活躍を期待している団体や企業を結びつけるとともに、国際キャリア形成に有用な情報を提供する総合情報プラットフォームです。国際的なキャリアについて知りたい方、キャリアに関して情報収集したい方は、ぜひPARTNER サイトへアクセスしてみてください。

- 検索エンジンより「JICA PARTNER」で検索
- URL : <http://partner.jica.go.jp> を直接入力



PARTNER 個人登録制度と帰国隊員進路情報ページ

PARTNER 国際協力人材に登録することで、登録団体からの求人に関するオファーや、キャリア相談等、有益なサービスを受けることができます。（二種類ある個人登録制度の詳細は下表をご参照ください）

更に帰国隊員の方は、登録・申請いただくと帰国隊員向けの求人情報等、進路開拓に役立つ情報を掲載している「帰国隊員進路情報ページ」を閲覧することが出来ます。

主要な提供サービス	簡易登録	国際協力人材登録
「求人情報」「研修セミナー情報」を見る、応募する	○	○
「求人情報」「研修セミナー情報」をメルマガで受け取る	○	○
「帰国隊員進路情報ページ」を閲覧できる	○	○
キャリア相談ができる		○
JICA の能力強化研修に応募できる		○
PARTNER 登録団体からのオファーを受けることができる		○
JICA 公募案件に応募できる（専門家、企画調査員等）		○

9-8 JICA の帰国後支援体制

JICA では協力隊経験の社会還元への支援や帰国隊員の進路開拓支援として「帰国後研修」、「進路開拓セミナー」等の開催や、進路相談カウンセラー/青年海外協力隊相談役による進路相談を行っています。またキャリアアップのための「帰国隊員教育訓練手当」等の支援制度が整備されています。

9-8-1 帰国後研修（進路開拓者向け、現職参加者向け）

帰国の約1カ月後をめどに、現職参加者を対象にした2日間の研修と、それ以外の進路開拓者等を対象にした4日間の研修を開催します。研修は、協力隊活動の振り返りと棚卸し、協力隊活動を通じて得た経験や自己の能力の変化の確認、帰国後の社会や職場での経験の活かし方等について、ワークショップ形式で実施します。開催日程等の詳細は、「帰国時プログラム」のオリエンテーションでご案内します。



・帰国後研修ページ

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/index.html

（注：新型コロナ感染等の状況を踏まえて、実施内容や実施方法は変更の可能性があります）

9-8-2 JICA 海外協力隊（JOCV）交流会

帰国隊員に対しては、グローバル人材として自治体や企業からの関心が高まっています。青年海外協力隊事務局では、自治体向けおよび企業向け交流会を開催しています。帰国隊員の採用に関心のある自治体や企業が多数参加しますので、情報の収集や進路開拓の機会として積極的に参加してください。また、国内機関では一般参加者、自治体、企業等を対象に公開の帰国報告会を開催していますので、こちらも積極的に参加してください。

・交流会ページ

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/seminar/index.html

（注：新型コロナ感染等の状況を踏まえて、実施内容や実施方法は変更の可能性があります）

9-8-3 進路相談

帰国隊員の進路開拓支援のために、JICA 市ヶ谷ビル（地球ひろば）および各 JICA 国内拠点等に進路相談カウンセラー/青年海外協力隊相談役を配置し、就職・進学を始め各種情報の提供等、進路決定までのサポートを行っています。相談の際は、事前に電話・メール等でご連絡ください。

※業務上、外出等で不在にしていることも多いため、初めての連絡は可能な限りメールにてお願いします。

・進路相談カウンセラー/青年海外協力隊相談役

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/counselor/



9-8-4 進路開拓セミナー・勉強会

青年海外協力隊事務局及び国内機関では、帰国隊員を対象に円滑な進路支援を目的とした実践的な研修として、「進路開拓セミナー」や「自治体職員・教員採用試験対策ワークショップ」を開催しています。有識者による進路開拓に関する助言、求人側企業や団体の講師による仕事内容や求める人材等についての講演、各分野で活躍している先輩 OB/OG の体験談を通じ、皆さんが幅広い視野に立って進路の方向付けができるような実践的かつ具体的内容となっております。HP に開催情報を掲載していますので、ぜひ活用してください。

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/seminar/

(注：実施内容や実施方法は変更の可能性があります)



9-8-5 教育訓練手当

帰国後に進路開拓に役立つ技術・技能の習得または免許・資格の取得につながる教育訓練を受けた場合に、一定の条件に従い、JICA が経費を支援する制度です。

応募条件等の詳細は、ホームページをご確認ください。

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/allowance/



9-8-6 奨学金事業

JICA 海外協力隊への参加で得た知識や経験を、帰国後に社会還元の活動に活かすため、国内外の大学院へ進学を志望する方や、すでに進学している方を対象とした奨学金給付事業です。

応募に関する詳細は、ホームページをご確認ください。

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/scholarship/index.html



9-8-7 JOCV 枠 UNV（国連ボランティア）制度

JICA は、国連ボランティア計画（United Nations Volunteers）と提携し、国際協力分野でキャリアアップを目指している青年層の隊員 OB/OG を国連ボランティアとして主に国連機関に派遣する JOCV 枠 UNV 制度を実施しています。

帰国後は、国連機関、JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）の他、企画調査員（企画、ボランティア事業）、国際協力専門員、専門嘱託、職員等として、JICA 内でも幅広く活躍されています。

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/unv/index.html



9-8-8 JICA 海外協力隊ウェブサイト、ソーシャルネットワーキングサービスの案内

JICA 海外協力隊ウェブサイトには帰国隊員向けの情報が多数掲載されております。各種支援制度のご案内等、帰国後にも隊員経験を社会で活かしていくための情報が満載です。また、Facebook、Twitter でも情報発信をしています。ぜひ活用してください。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

<https://www.facebook.com/jicavolunteer>

<https://twitter.com/jocvjimukyoku>

帰国隊員向け情報ページ

ソーシャルネットワーキングサービス

9-9 関連団体

9-9-1 一般社団法人協力隊を育てる会

一般社団法人協力隊を育てる会は、多くの若者が青年海外協力隊員として開発途上国の国づくり、人づくりに参加することを支援するとともに、帰国後、その経験を地域社会に活かせるよう環境整備の実現を目指して1976年4月に発足しました。現在、全国47都道府県と訓練所のある2市にて、各地域の経済界やマスコミ、教育関係者等の幅広い分野から有志が集い応援団を結成。JICA ボランティア事業の理解促進をはじめ、地域に根付いた様々な支援活動を展開しています。

- ・「現職参加」や「帰国隊員採用」の働きかけ
地域の企業団体や自治体に対し、現職参加の推進と帰国隊員の採用を働きかけています。
- ・帰国後の国際協力活動への支援
国際協力活動や調査研究活動を実施する帰国隊員に対し、奨学制度を通じて支援しています。
- ・JICA ボランティア事業を通じたSDGsの推進
協力隊経験を広く社会に還元し、地域における多文化共生や地域創生等SDGsの推進に繋げるため、活動報告会やイベント等を全国にて開催しています。
- ・帰国隊員による特産品等の紹介
「あなたが、わたしが、つくる未来」をテーマに、帰国隊員が生産する雑貨や食料品、フェアトレード商品等を紹介しています。

一般社団法人 協力隊を育てる会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-7 昇龍館ビル2階

TEL : 03-5244-5093 (代表) FAX : 03-5244-5095

E-mail: main@sojocv.or.jp URL : <http://www.sojocv.or.jp>

9-9-2 公益社団法人青年海外協力協会 (JOCA)

公益社団法人青年海外協力協会 (JOCA) は、OB・OG会の社会活動をより効果的・積極的に推進するため、OB・OGが組織の中核となり、1983年12月に発足しました。

- ・各地・各種のOB会への情報提供・情報交流
- ・JICA ボランティア事業への側面支援
- ・地方自治体との連携事業 (国際交流支援、地域活性化支援、災害復興支援等)
- ・国際理解教育関連事業 (開発教育の振興、招へい等による人材育成)
- ・「Spring Board」等の機関紙の発行

公益社団法人 青年海外協力協会

〒399-4112

長野県駒ヶ根市中央16番7号

電話 0265-98-0102 (代表)

URL : <https://www.joca.or.jp/>

9-9-3 公益財団法人海外日系人協会

公益財団法人海外日系人協会は、海外の日系人との各種交流の推進、国・自治体等が行う国際協力事業への協力により海外諸国との対日理解を促進することを目的とし1967年2月に発足しました。

海外日系人との親善交流・連携強化、国や自治体が行う国際協力事業、国際交流事業への協力を中心に各種事業を推進しています。

公益財団法人 海外日系人協会

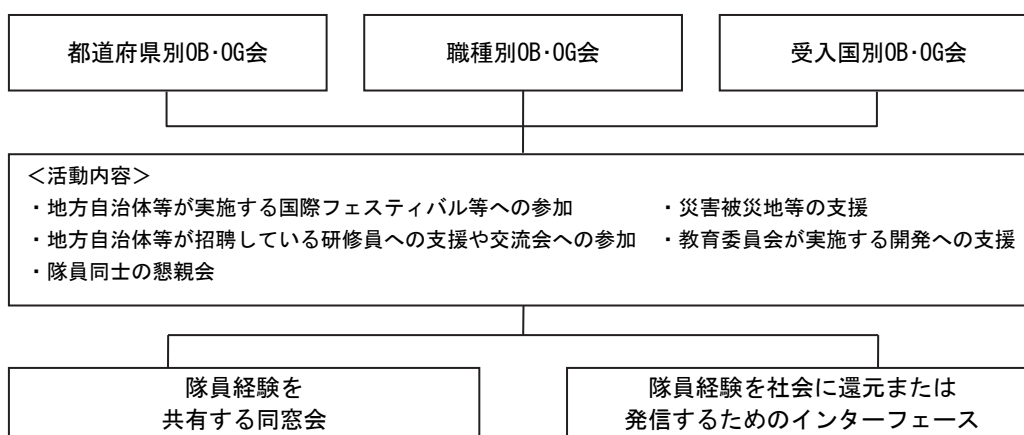
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜2階

TEL : 045-211-1780 FAX : 045-211-1781

E-mail : info@jadesas.or.jp URL : http://www.jadesas.or.jp

9-9-4 OB・OG会

OB・OG会には主に都道府県別、職種別、受入国別のもの等があります。活動は以下のとおりです。ぜひ連絡を取り、OB・OG会の会員として帰国後のボランティア活動に参加してください。



・OB・OG会の問い合わせ先：青年海外協力協会(JOCA)

【URL】 <https://www.joca.or.jp/about/network/>